

議案第33号

清水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和元年5月20日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

清水町国民健康保険税条例（昭和38年清水町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第15条第1項中「58万円」を「61万円」に改め、同項第2号中「27万5千円」を「28万円」に改め、同項第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の清水町国民健康保険税条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の清水町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。